明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務六〇）　一

〔告　示〕
○土地家屋調査士法第三条第二項第一号の規定による研修の指定に関する件（法務一一七）　二
○種苗法第十三条第一項の規定に基づく品種登録出願の公表及び同法第二十一条の二第三項の規定に基づく輸出する行為に係る事項を公示する件（農林水産一〇二一、一〇二二）
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令第六条第一項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件（同一〇二三）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一〇二四～一〇三二）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通五三八）
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同五三九）
○道路に関する件（関東地方整備局二一八～二二〇）　五

〔国会事項〕
内閣　厚生労働省　最高裁判所

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔叙位・叙勲〕

〔資　料〕
令和三年四月中国際収支状況（速報）（財務省）　一〇

〔公　告〕
諸事項
官庁　一〇
製造たばこ小売定価、公示送達、建設業の営業の停止命令、建設業の許可の取消処分、軌道財団（催告）関係　一〇
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇
地方公共団体　一二
教育職員免許状失効関係　一二
会社その他　一二

省令

○総務省令第六十号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月十五日　総務大臣　武田　良太

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務）	（法別表第一の総務省令で定める事務）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［2～157　略］	［2～157　同上］
158　法別表第一の百三の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）第三条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二　賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第七条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	［新設］
159～180　［略］	158～179　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。